

児童養護施設と里親制度

児童養護施設は戦後の混乱期に設けられた孤児院が始まりである。現在では虐待を受けた子どもや何らかの障害を持つ子どもなど、環境上、擁護を要する子どもが数多く入所している。

児童養護施設というと、大勢の子どもが共同生活する施設をイメージするかもしれないが、最近では国が施設の小規模化（ユニット化）や地域分散化（小規模グループケア）、里親・ファミリーホームへの委託を推進している。社会的養護が必要な子どもを可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で育てることが目的だ。

県は「県社会的養育推進計画」（2020年3月策定）において、里親等への委託率を29年度までに45.0%とすることを目標にしたところ、23年度末では29.7%にとどまっている。里親登録数は17～23年度の6年間で、234世帯から388世帯に増加しているものの、委託児童数は118人から120人とほぼ横ばいで推移している。

里親等への委託率が伸びない理由には、保護者が「子どもから離されるのではないか」という不安から委託に応じない▽里親の希望と子どもの属性のミスマッチ▽登録している里親の高齢化▽委託困難な子どもの増加—などがあげられる。

そこで国は24年度から、新たな里親の開拓や子どもとの丁寧なマッチング、委託後の継続的な里親支援等を担う「里親支援センター」の設置を各都道府県に呼びかけており、県も設置に向けて取り組んでいる。

一方、大勢の子どもが共同生活する施設のメリットもある。施設の行事などに参加するなかで協調性を学び、コミュニケーション能力を身に付けられる。また、異年齢の子どもと接することで年長者が年少者をいたわる心を育む機会ともなるだろう。

子どもの最善の利益につながるよう「おとなのモデル」に触れながら、それぞれの子どもに合った環境で安心・安全に生活できる居場所の提供が望まれる。

（コンサルティング事業部 主任研究員 慶徳 亘紀）